

愛荘町学童保育所指定管理者募集要項

1. 募集の趣旨

愛荘町が設置する学童保育所は、現在町内4小学校区で6箇所公設民営で開設しています。

現在、愛荘町における児童数は減少傾向となっていますが、学童保育所の利用者は増加の見込みで、今後も多様なニーズに対応するため、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項」および「愛荘町公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例」に基づき、当該施設の放課後児童健全育成事業を安全に、また効果的に達成できる指定管理者を以下の規定に従って募集します。

2. 指定管理を行う施設の名称および所在地

名 称	位 置	定 員	備 考
愛知川小学校区学童保育所	愛荘町沓掛 480 番地	63人	小学校敷地内
愛知川東小学校区学童保育所	愛荘町豊満 573 番地	58人	小学校敷地内
秦荘東小学校区学童保育所	愛荘町東出 25 番地	42人	小学校敷地内
秦荘西小学校区学童保育所	愛荘町島川 1162 番地	37人	小学校敷地内
愛荘町小学校区学童保育所	愛荘町愛知川 1749 番地 1	40人	デイサービスセンター やすらぎ内

* 支援の単位は全て 1 単位

3. 運営に関する基本的事項

（1）開館時間

名 称	月曜日～金曜日		土曜日および長期休暇	
	開所時間	閉所時間	開所時間	閉所時間
愛知川小学校区学童保育所	下校時	19 時 00 分	7 時 30 分	19 時 00 分
愛知川東小学校区学童保育所	下校時	19 時 00 分	7 時 30 分	19 時 00 分
秦荘東小学校区学童保育所	下校時	19 時 00 分	7 時 30 分	19 時 00 分
秦荘西小学校区学童保育所	下校時	19 時 00 分	7 時 30 分	19 時 00 分
愛荘町小学校区学童保育所	下校時	19 時 00 分	7 時 30 分	19 時 00 分

（2）休館日

ア、毎週日曜日と国民の祝日

イ、8月13日から8月16日まで

ウ、12月29日から翌年の1月3日まで

工、学級閉鎖による休校日および代休日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(3) その他

その他事業の実施にあたっては、条例等関係法令、仕様書並びに町の指導に沿って行ってください。

なお、条例等が指定管理期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施するものとします。

4. 指定管理業務の内容・基準等

「愛荘町学童保育所指定管理業務仕様書」のとおり（別紙）

5. 募集方法および指定期間

(1) 応募方法

公募

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

6. 利用料金制度

指定管理者の経営努力を促すとともに、指定管理者および町の事務の効率化を図るため、施設利用料金は地方自治法第244条2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。利用料金制度を適用するため、指定管理者は、町が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料や自らが企画、実施する各事業の収入等を自らの収入とします。また、利用料金については、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者自らの判断により減額または免除することができます。なお、町の方針により現在実施している政策的減免については、これを引き続き適用できるようにしてください。また減免児童の利用に伴う利用料等の補填はしません。

7. 指定管理業務に要する経費等

(1) 指定管理業務に要する経費については、利用者から徴収する利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入より賄うものとします。

(2) 指定管理業務の準備等にかかる費用については、指定管理者の負担とします。

また、指定期間終了後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継ぎを行うものとします。

8. 指定管理料等

当施設の管理運営に係る経費については、利用料金および指定管理料をもって充てることとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例（以下、「条例」という）で定める範囲内で、町の承認を得て指定管理者が定めることとします。

*入所料

入所時 1 人 7,000 円	ただし、同時入所の 2 人目以降 1 人 5,000 円
-----------------	------------------------------

*保育料

1・2・5・6・9・10・11・12 月	月額 10,000 円
3・4・7 月	月額 14,000 円
8 月	月額 18,000 円

ただし、2 人目以降の入所児童については、月額 3,000 円を減額することができる。

*一時預かりに係る保育料

半日	1,500 円
1 日	3,000 円

(2) 指定管理料

年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。

指定管理料の上限額（各年度）33,050,000 円（非課税）

また、指定管理料は、原則として定額払い方式とします。具体的な、指定管理料の金額および支払方法については、締結する協定書によって定めます。

事業計画の変更等により指定管理料に大幅な余剰金が発生した場合、指定管理者にその一部について返還を求めることがあります。

(3) 区分経理

会計処理においては、指定管理者として業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

(4) 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に区分してください。

9. 申請の資格

(1) 申請資格

ア、学童保育所の指定管理期間中、安全かつ適正に、また効率的に管理運営できる法人また

はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人は除くものとする。

イ、安全かつ適切に学童保育所の運営と、建物管理ができる法人その他団体であること。

ウ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

エ、会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定または再生計画の認可決定がなされていること。

オ、法人税等について滞納がないものであること。

カ、役員（法人でない団体の代表者または管理人を含む。）および施設に配置する職員に、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員およびその利益となる活動を行う者

10. 指定管理者選定の方法および選定基準

（1）選定方法

ア、1次審査及び2次審査について

3者以上の応募があった場合、1次審査として担当課で書類審査を行い、2次審査は愛荘町指定管理者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査およびプレゼンテーションによる審査により選定します。なお、選定時に選定基準に基づく点数が最低必要点数（（1）のウ参照）に満たない場合は指定管理者候補者および次点者に選定されません。

イ、選定委員会は、次の選定基準および審査項目に基づいて公平かつ適正に審査選定します。

審査基準	審査項目
1 町民の平等な利用の確保ができるものであること	指定管理者としての適性
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組 (2) サービス向上に向けた取組 (3) 指定管理業務に係る経費 (4) 収支計画の取組
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	(1) 管理運営体制 (2) 事業内容や対応 (3) 地元雇用の促進 (4) 職員体制 (5) 情報セキュリティ
4 現指定管理者に対する実績評価	

ウ、選定時の最低必須点数 120 点（200 点満点）

ただし、各項目において最低基準点を設けています。

エ、審査の日程等詳細については、別途応募者にお知らせします。

（２）選定結果

ア、提出書類と応募法人等によるプレゼンテーションの結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、町長に報告します。

イ、選定順位については、原則として第 1 位、第 2 位まで選定し第 2 位を補欠とします。

ウ、町長は、選定委員会による選定結果報告に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

エ、選定結果につきましては、応募法人全てに文書で通知し、選定された法人等については町ホームページに掲載します。

11. 申請関係書類

法人その他の団体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、申請書の受付期間内に提出すること。

（１）法人その他の団体の現事業年度の収支予算書および事業計画書またはこれらに相当する書類

（２）法人その他の団体の前事業年度の収支（損益）計算書および事業報告書またはこれらに相当する書類

（３）法人その他の団体の前事業年度の貸借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類

（４）定款または寄付行為および、登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（５）申請者の概要（役員等名簿、従業員数、その他経営状況がわかる書類）

（６）法人税、法人事業税、法人都道府県民税および法人市町村民税、消費税および地方消費税に関する納税証明書（最近 3 年間分）

（７）誓約書（様式第 4 号）

※留意点

- ・ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の 3 箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること（複写機による写しは可とする）。
- ・ 提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、または撤回することはできません。
- ・ 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布します。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

12. 指定管理者の公募および選定スケジュール

（１）申請要項の交付

期間：令和 6 年 8 月 19 日（月）～ 9 月 12 日（木）

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土日、祝日は除く）

場所：滋賀県愛荘町愛知川 7 2 番地

愛荘町役場 子ども支援課

電話 0749-42-7693 FAX 0749-42-5887

※インターネットにより取り出す場合は下記のホームページからダウンロードできます。

アドレス：<http://www.town.aisho.shiga.jp/>

(2) 施設の視察および説明会の開催

各学童保育所の視察および仕様書の配布、申込み方法、提出書類などについて説明会を開催します。

参加希望される方は、「学童保育所指定管理者候補者公募説明会申込書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、令和6年8月28日（水）午後5時00分（土日、祝日は除く）までに、持参またはFAXしてください。FAXの場合は受信確認をしてください。

ア、開催日時 令和6年8月29日（木）午後1時30分から

イ、開催場所 各学童保育所等

ウ、参加人数 一法人等につき2名まで

エ、申込み先 〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町役場 子ども支援課 電話 0749-42-7693

(3) 申請要項に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問は、次の期間のみ受け付けます。

ア、受付期間：令和6年8月19日（月）～8月26日（月）（土日除く）

イ、受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで

ウ、受付方法：質問書に必要事項と、質問事項を箇条書きとし、「質問要項・仕様書に関する質問書」（様式第3号）を持参またはFAXしてください。FAXの場合は必ず受信確認をしてください。

(4) 申請要項の内容等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和6年9月2日（月）にFAXで全応募者へ送付します。

(5) 申請書類の受付

受付期間：令和6年8月19日（月）～9月12日（木）

ア、受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで（土日、祝日は除く）

イ、提出場所：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町役場 子ども支援課 電話 0749-42-7693

ウ、提出方法：直接持参に限る（郵送不可）。

エ、提出部数：9部（正本1部、副本 8部）

13. 協定に関する事項

(1) 候補者との協定締結

指定管理者として選定された法人等は、町議会の議決後協定を締結します。協定は、条例・規則に基づき締結することになります。

（２）リスク分担に対する方針

- ア、協定締結にあたり、町が想定する主要なリスク分担の方針は、別紙２（仕様書）に示す「リスク分担表」のとおりとします。
- イ、修繕業務について、天災や老朽化等の指定管理者および施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担することとする。修繕等が必要になった場合は責任者を通じ、町に報告し、指示に従うこと。
- ウ、町、指定管理者のいずれの責めに帰すべき事由が明確でないものについては協議のうえ、それぞれの負担額を決定するものとする。設備機器・備品の修繕については、指定管理者が直接修繕できる程度の軽微なものを除き、指定管理者および施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担するものとする。
- エ、設備の保守管理において、大規模な修繕等が必要になった場合は、責任者を通じ、町に報告し指示に従うこと。ただし、日常管理に伴う修繕等は、指定管理者の負担で随時行うこと。

（３）協定締結前における指定等の取消し

- 指定管理候補者または指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理候補者としての選定または指定管理者の指定を取消すことがあります。
- ア、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
 - イ、資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により指定管理者が行う業務の履行が確実でないと町長が認めた場合
 - ウ、著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと町長が認めた場合

14. 募集スケジュール

時期	内容
令和６年８月１９日（月）から	募集開始（募集要項等の配布）
令和６年８月１９日（月）～ 令和６年８月２６日（月）	質問事項の受付
令和６年８月２９日（木）	現地説明会
令和６年９月２日（月）	質問に対する回答
令和６年９月１２日（木）まで	申請書の受付期間
令和６年１０月９日（水）	選定審査委員会
令和６年１２月	指定管理者指定議案の議決（町議会１２月定例会）
令和６年１２月	指定管理者の指定（通知・告示）
令和７年１月	協定の締結

令和 7 年 1 月から 3 月	指定管理者による管理運営準備および協議
令和 7 年 4 月 1 日	運営開始

15. 問い合わせ先

愛荘町役場 子ども支援課 担当者 森野

住所：〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

TEL：0749-42-7693

FAX：0749-42-5887

E-mail：shakai@town.aisho.lg.jp